

政府の「消費税・支援金」に対する対案 「生活どまんなか給付金」について

2026(令和8)年10月29日

立憲民主党

「政府の『飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入』に対する考え方」(10月7日 臨時常任幹事会決定・公表)で示した「立憲民主党の対案」のうち、特に第1段階・第2段階について、改めて具体化・精緻化を図り、「生活どまんなか給付金」として提言をする。

〔第1段階〕住民税非課税世帯等への給付（年度内可及的速やかに実施）

11月中速やかに予備費を支出して、「重点支援地方交付金」を通じ、地方に財源を交付することで、多くの自治体で年度内の給付開始を可能とする。給付額は住民税非課税世帯(均等割のみ課税の者も含む)1世帯あたり5万円とし、子どもがいる場合は1人当たり2万円を加算する。所要額は約0.9兆円を見込み、財源は予備費の残額(中東情勢等対応予備費1.9兆円／一般予備費0.7兆円)で賄う。

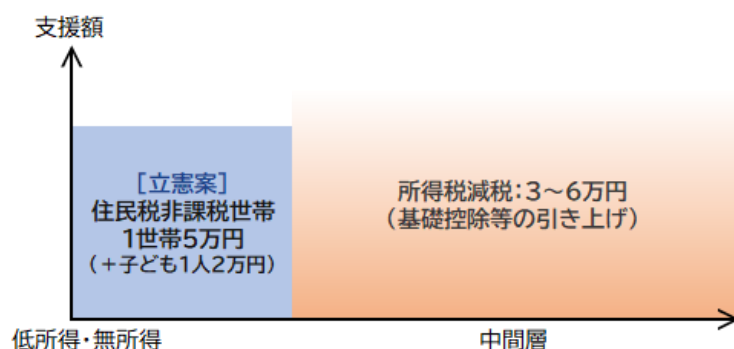
中間層は、令和7・8年度税制改正による所得税減税(基礎控除等の引き上げ)で3～6万円程度の負担軽減が行われるため、この給付を実施することにより、低所得者・無所得者から中間層までを対象とした支援が実現する。

〔第2段階〕「給付付き税額控除」の理念に沿った簡易版・暫定版の給付制度（2027年4月～）

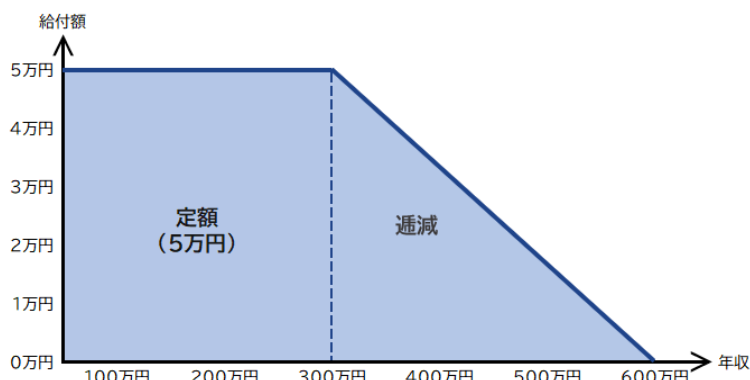
政府が2027年4月から整備する「所得に連動したきめ細かな給付」の仕組みを用いて、低所得者・無所得者だけでなく、中間層も対象とし、所得水準が上がるにつれて給付額が緩やかに逡減・消失する仕組みとする。具体的には、個人(扶養親族・配偶者を含む)を対象として、年収300万円まで5万円(定額)の給付を行い、以降、年収600万円を上限として給付額を逡減させる(総人口の約8割が対象)。所要額は約4.1兆円を見込み、財源は「積み過ぎ基金」の国庫返納、外為特会剰余金の更なる活用、租特の見直しなどにより確保する。

まずは、2027年6月以降早期に、前々年度の住民税課税情報を基に半額の給付を行い、前年度の住民税が確定し、新たな対象者が確定する9月以降、2回目の半額給付を実施する(2回目の給付については、対象から外れた人には給付せず、新たに対象となった人には1年分を給付)。これにより、政府案よりも早く、かつシームレスな支援を実施することが可能となる。

第1段階（2026年度内）



第2段階（2027～2028年度）



〔第3段階〕本格的な「給付付き税額控除」（2029年4月～）

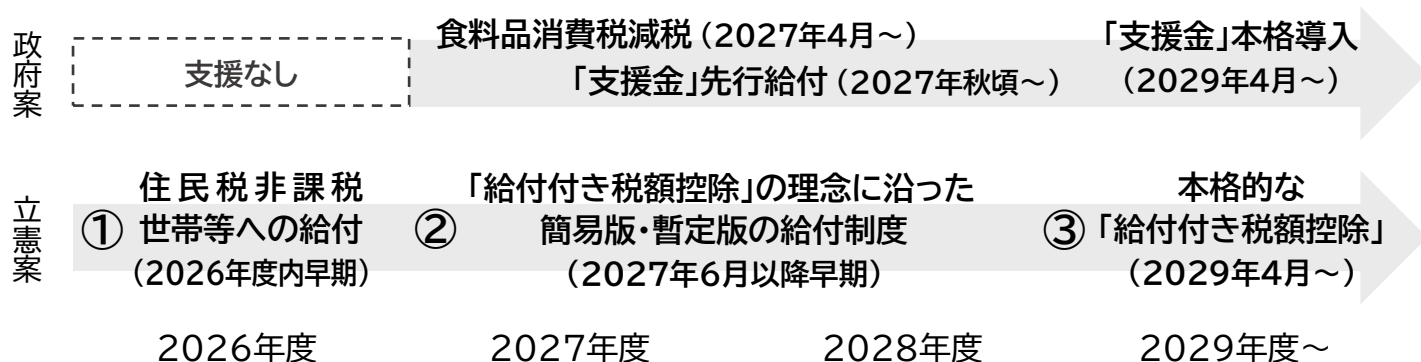
第2段階の簡易版・暫定版の給付制度を発展させ、世帯単位での所得把握、金融所得・資産の勘案など、制度の公平性を高める取り組みを進める。なお、所得の基準が個人単位から世帯単位となることを踏まえて、給付単価や年収上限額についても必要な見直しを図る。

その際、社会保障・雇用制度・税制の一体改革を推し進める中で、所得控除から税額控除への転換、「1億円の壁」を是正する金融所得課税改革など、応分の負担を求める税制改革を実行し、再分配機能の強化と財源確保の両立を図る。

〈政府案との比較〉

(1) スピード — 「遅い」政府案 vs. 「早い」立憲案

政府案では、2026年度内は支援を行わず、2027年4月から食料品消費税減税、2027年秋頃から「支援金」の先行給付を行うとしているが、立憲案では、年度内から支援を始め、シームレスに来年度以降の支援を実施する。



(2) 対象者 — 「狭い」政府案 vs. 「必要な人に届く」立憲案

政府案の「支援金」は、低所得者・無所得者が対象から除外されている上に、上限額も年収300万円程度とされており、極めて対象が狭い（総人口の2割弱）。食料品消費税減税が終了した後は、「支援金」対象外の多くの中低所得者層で7%の大幅増税となる。

立憲案（第2段階）では、低所得者・無所得者から年収600万円（受給者本人の扶養親族・配偶者も含む）までを対象としており（総人口の約8割）、物価高で生活が厳しい中低所得者層に広く支援を届けることが可能である。また、支援に連続性があるため、途中で負担増も生じない。

(3) 政策効果 — 「薄い」政府案 vs. 「厚い」立憲案

政府案の減税の効果は、単純計算で、高所得者も含めて平均3.6万円/人とされているが、物価高の長期化により、食料品価格は減税分下がる可能性が高い上に、多大なコスト・労力を要する。また、「支援金」は年収300万円程度を上限に平均3万円の給付とされている。

立憲案（第2段階）では、年収300万円までは5万円の最大給付を行う上に、年収600万円までを対象としており、物価高の影響を大きく受けている中低所得者層に手厚い給付を行うことが可能である。その上、所要額は政府案よりも少ない規模となっており、市場への悪影響も低減できる。

政府の「食料品消費税率の臨時的な引下げ及び 就業者負担軽減支援金の導入」に対する考え方

2026(令和8)年10月7日
立憲民主党

「食料品消費税率の臨時的な引下げ」について

「食料品消費税率の臨時的な引下げ」(食料品消費税減税)については、立憲民主党が参議院議員選挙公約として掲げた昨年時点の状況と比較すると、フェーズが大きく変わってきている。

(1) 経済情勢の変化

為替(ドル円)		WTI原油先物価格		食料品の値上げ		物価上昇率に占める 食料品(軽減税率対象)以外の割合	
2025年 (年平均)	2026年 (1~9月平均)	2025年 (年平均)	2026年 (1~9月平均)	2025年 (通年)	2026年 (10月調査時点)	2025年 (年平均)	2026年 (8月)
149.6円	158.5円 ※一時163円台	64.73ドル	83.76ドル ※一時112ドル台	2万609品目	2万187品目 ※昨年超の見込み	46.6%	60%
(出典) 日本銀行主要系列統計データ表を基に作成		(出典) 日本エネルギー経済研究所のレポートを基に作成		(出典) 帝国データバンクの調査を基に作成		(出典) 総務省「消費者物価指数」を基に作成	

昨年と比較して、円安が10円近く進行し、一時は約40年ぶりとなる163円台を記録した。また、今年2月以降、イラン情勢の緊迫化を受けて、原油価格が高騰し、「ナフサショック」と言われる事態も生じた。こうした状況下で、食料品は昨年を超える勢いで値上がりが続けている上に、食料品以外にも物価高が大きく波及してきている。

こうした現状に鑑みれば、食料品消費税減税は、度重なる食料品の値上げにより効果が大幅に減殺される可能性が高い上に、足下で広がる食料品以外の物価高に対する有効な手立てとなり難い。このような効果の薄い2年間限定の「減税」に巨額の財源と多大なるコスト・労力を充てるよりも、中低所得者に対象を限定して手厚く「給付」を行う方が、政策効果は高いと考えられる。

(2) 財政悪化懸念の増大

高市内閣が掲げる「責任ある積極財政」には、財源の裏付けがないために、市場の懸念が高まり、「骨太ショック」や「概算要求ショック」とも形容されるような金利高・円安の進行が度々生じている。こうした状況下において、社会保障を支える重要財源である消費税を減税した場合、我が国財政に対する市場の信認が一層低下し、更なる金利高・円安を招き、かえって国民生活が脅かされる恐れがある。

(3) 「つなぎ」としての意義の消失

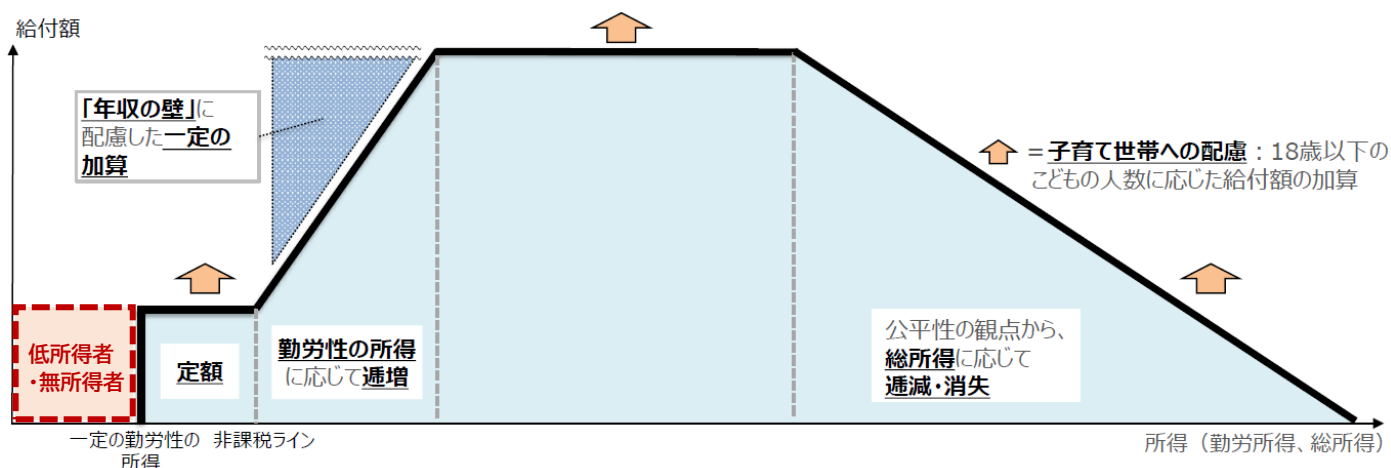
立憲民主党は、本格的な「給付付き税額控除」を導入するまでの「つなぎ」措置として、原則1年・最大2年の食料品消費税減税を掲げていた。しかし、政府が、今まで実務的に困難とされてきた「所得に連動したきめ細かな給付」の仕組みを来年4月から整備することを決定した以上、制度の連続性・整合性に鑑みて、食料品消費税減税よりも、同仕組みを用いた給付措置の方が「つなぎ」として適切である。

こうした状況の変化に鑑み、立憲民主党としては、食料品消費税減税ではなく、給付を中心とした施策を速やかに展開した上で、本格的な「給付付き税額控除」への移行を図ることとする。

「就業者負担軽減支援金の導入」について

政府は、「所得に連動したきめ細かな給付」の仕組みを用いて、「就業者負担軽減支援金」を実施するとしているが、この支援金には看過し難い問題点が存在している。

「就業者負担軽減支援金」のイメージ図



(1) 低所得者・無所得者が対象から除外

この支援金は、中低所得の現役勤労者のみを対象としており、働いてはいるものの低収入の現役世代、年金で生活をしている高齢者、働きたくても病気や障がい等で働けない方など、この間の物価高で最も厳しい状況にある低所得者・無所得者が対象から除外されている。

(2) 「給付付き税額控除」とは別物

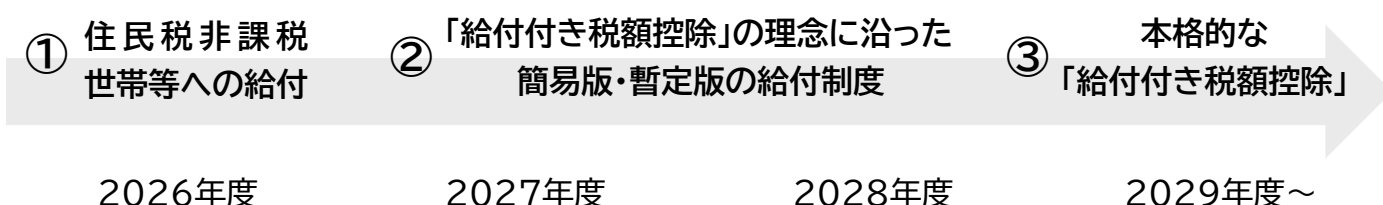
元々、社会保障国民会議は、「給付付き税額控除」の導入を目指して議論を開始したが、今回の制度は、「税額控除」のない、就労促進を目的とした単なる「給付」であり、仕組みとしても理念としても、「給付付き税額控除」とは異なるものである。

■立憲民主党が目指す「給付付き税額控除」

- ・ 高所得者ほど減税効果の高い「所得控除」から低所得者に手厚い「税額控除」への転換
- ・ 消費税の逆進性（所得が低い人ほど負担率が高くなる性質）への対策を制度的に実施
- ・ 物価高などで最も大きな影響を受ける低所得者・無所得者ほど恩恵のある制度の構築

➡ 今後、更なる検討を深め、社会保障と税の一体改革を推し進める中で、具体的に制度設計

以上の政府の「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入」に対する認識を踏まえ、以下の通り、立憲民主党としての対案を示すものである。



立憲民主党の対案（概要）

〔第1段階〕住民税非課税世帯等への給付（年度内可及的速やかに実施）

足下の物価高は中間層を含めて幅広い所得階層に影響を及ぼしているが、中間層は令和8年度税制改正の基礎控除引上げ（所得税減税）で一定の負担軽減が行われる一方、低所得者・無所得者には十分な支援がない状態が続いている。こうした状況に鑑み、まずは、住民税非課税世帯、また同世帯に属する子どもへの給付など、既に執行の実績と経験があり、速やかな実施が可能な給付を、年度内可及的速やかに行うべきである。

〔参考〕・低所得世帯向け給付金（令和6年度補正予算）：0.5兆円

… 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を給付（子どもがいる場合1人あたり2万円を加算）

・予備費の残額

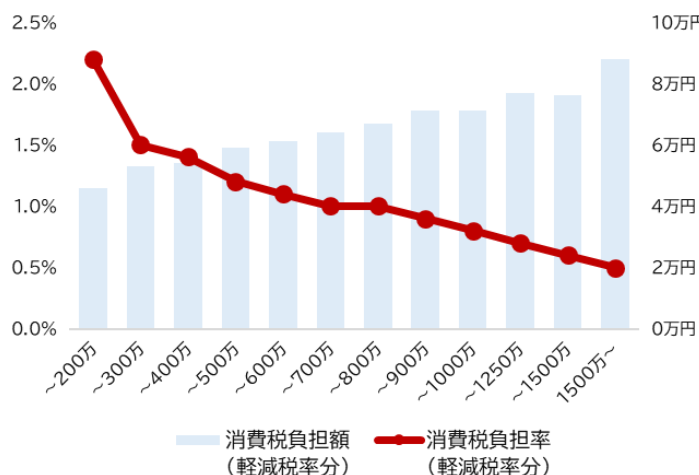
… 中東情勢等対応予備費：1.9兆円 / 一般予備費：0.7兆円

〔第2段階〕「給付付き税額控除」の理念に沿った簡易版・暫定版の給付制度（2027年4月～）

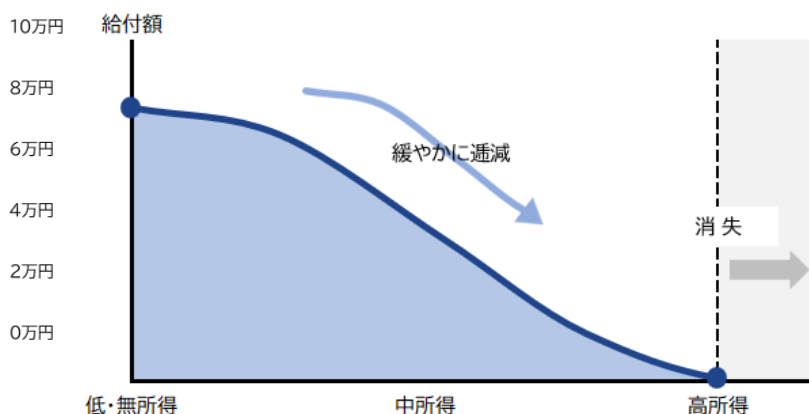
立憲民主党が目指しているのは、本格的な「給付付き税額控除」であり、「つなぎ」措置についても、その理念に沿って、（1）消費税の逆進性を緩和し、（2）物価高で最も大きな影響を受ける低所得者・無所得者ほど恩恵のある施策とすべきである。

この施策の実施に当たっては、政府が2027年4月より整備する「所得に連動したきめ細かな給付」の仕組みを用いて、低所得者・無所得者だけでなく、中間層も対象とし、所得水準が上がるにつれて給付額が緩やかに逓減・消失する仕組みとする。

収入階級別の消費税負担状況（軽減税率分）



簡易版・暫定版の給付制度のイメージ



〔第3段階〕本格的な「給付付き税額控除」（2029年4月～）

支援額は簡易版・暫定版と同様とし、制度的な連続性を維持しながら、「給付」だけでなく「税額控除」も合わせた仕組みとする。その際、既存の所得控除を整理し、所得税制全体として、中低所得者の所得の底上げに資するものとなるよう、税制改革を実行する。

併せて、この本格的な「給付付き税額控除」の導入に際しては、勤労所得だけでなく、金融所得や資産の状況等を把握する仕組みを整備し、制度の公平性を高めるとともに、社会保障と税の一体改革に取り組み、相対的貧困率の改善など、格差の是正を具体的に推し進める。